

奈良県感染症発生動向調査還元情報(週報)

奈良県感染症情報センター (奈良県保健環境研究センター内)

Nara IDSC

🏺 今週の概要

(調査週) 平成23年

- 今週の感染症情報
- 気になる話題~動物からうつる身近な感染症について2~

第 19 週

|奈良県および二次医療圏別発生状況| (奈良県上位5疾患) (5週前からの動向)

5月9日(月)~ 5月15日(日)

順位	疾患	定点当り	奈良県	北部	中部	南部
1	感染性胃腸炎	4.83	\rightarrow \sim \downarrow	\rightarrow \sim \downarrow	\rightarrow \sim \downarrow	↓
2	水痘	2.14	\rightarrow \sim \uparrow	1	$\rightarrow \sim \uparrow$	→~ ↑
3	インフルエンザ	1.38	\downarrow	↓	↓	↓
4	A群溶連菌咽頭炎	1.31	\rightarrow \sim \uparrow	1	\rightarrow	→~ ↑
5	伝染性紅斑	1.00	\rightarrow \sim \uparrow	\rightarrow \sim \uparrow	1	1

全県の動きと目立って異なる推移(定点当りの変化程度で実数ではない)を太い矢印で示す。

県北部地区概況 報告数は 203 例で、前週報告の 226 例からやや減少。上位 5 疾患は、①感 染性胃腸炎、②水痘、③インフルエンザ、④伝染性紅斑、⑤A群溶連菌咽頭炎の順。伝染性 紅斑の報告数(23 例)は、ほぼ倍増。A 群溶連菌咽頭炎の報告数(12 例)も、ほぼ倍増。 感染性胃腸炎の報告数(74例)は、ほぼ横ばい。インフルエンザの報告数(38例)は、ほ ぼ半減。水痘の報告数(40例)は、やや減少。奈良市 HC および郡山 HC 両管内基幹定点か らの報告は、2 週連続でなかった。郡山 HC 管内眼科定点から、流行性角結膜炎が 1 例報告 された。 (村井記)

県中部地区概況 報告数は 215 例から 207 例とやや減少した。上位の 5 疾患(18 週→19 週) は、①感染性胃腸炎(96 例→84 例)、②水痘(31 例→31 例)、③インフルエンザ(48 例 →36 例)、④A 群溶連菌咽頭炎(12 例→22 例)、⑤伝染性紅斑(8 例→11 例)であった。 基幹定点からは、細菌性髄膜炎 1 例(O歳児)の報告があった。眼科定点からは、流行性角 結膜炎 1 例の報告があった。 (德田記)

県南部地区概況 報告数(第 18週→第 19週)は、58例→31 例と減少。報告のあった疾患 は、①A 群溶連菌咽頭炎(10 例→12 例)、②感染性胃腸炎(19 例→11 例)、③水痘(4 例→4 例)、④インフルエンザ(21 例→2 例)、⑤伝染性紅斑(1 例→1 例)、⑤突発性発 疹(1例→1例)。 (柳生記)

【気になる話題~動物からうつる身近な感染症について2~】

〈鳥からうつる病気〉

鳥は、家きんや愛玩動物として飼育され身近な存在になっています。今回、 トリからヒトに感染する"鳥インフルエンザ"と"オウム病"について紹介 します。



・鳥インフルエンザ

インフルエンザウイルスは、もともと鳥を主な宿主としています。鳥インフルエンザは症状から強毒性と弱毒性に区別され、奈良県でも養鶏場での大量死が報じられましたが、これは強毒性(高病原性)のインフルエンザによるものです。基本的に、鳥インフルエンザがトリからヒトへ(種を超えて)感染することは容易ではありません。ところが、トリからヒトに感染し体内で増殖できるようにウイルス自体が変化することがあります。さらに、ヒト同士で容易に感染するようになったものが A 香港型や、A ソ連型のいわゆる "季節性インフルエンザ"です。

現在、高病原性鳥インフルエンザは鳥類の間で留まっておりヒトへの感染は稀ですが、将来ヒトへの強い感染力を獲得することが心配されています。ただし、インフルエンザウイルスは加熱(70℃以上)すれば感染力を失います。家きん肉や卵を食べてウイルスに感染した例は、世界的にも報告されていません。

・オウム病

わが国では、推定約300万世帯で鳥がペットとして飼育されているといわれています。オウム病は、オウム病クラミジア(原虫)によるトリの感染症です。トリは、クラミジアに感染し保菌していても一見健康で、弱った時やヒナを育てる時期などに菌を排出しやすいと考えられています。保菌しているトリの60%は、オウム、インコ類です。ヒトは、排泄物などの塵を吸入して感染することがあり、成人の場合は発症することが比較的に多く、小児では少ないとされています。



感染予防の注意点

- ・野鳥、特に死骸には近づかない・触れない。
- ・鳥の体やフンに触れた後は、手洗いとうがいをする。
- ・飼育ゲージの清掃時にはマスクを着用する。
- ・飼育鳥や動物が野鳥と接触しないように心がける。

(感染症情報センター 記)